答 弁 第 五 四 号平成十七年十一月四日受領

内閣衆質一六三第五四号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「千島」 の表記に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出 「千島」 の表記に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び七について

日本国との平和条約 (昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。) にいう

千島列島とは、我が国がロシアとの間に結んだ千八百五十五年の日魯通好条約及び千八百七十五年の樺太

・千島交換条約から明らかなように、ウルップ島以北の島々を指すものであり、北方四島は含まれていな

61 国後、 択捉の両島につき「南千島」ないし「千島南部」と言及した例が見られることと、千島列島の

範囲との関係について述べれば、 例えば、 昭和三十一年二月十一日の政府統一見解もこれら両島が、 樺太

千島交換条約に基づく交換の対象たる千島として取り扱われなかったこと、及びサンフランシスコ平和

条約にいう千島列島に含まれないことを確認している。

なお、 昭和三十九年の外務事務次官発関係省庁あて公信において、 国後、 択捉の両島を「南千島」と呼

ぶことは、無用の誤解を招くおそれがあり、北方領土問題に関する我が国の立場上好ましくないため、「南

千島」との用語の使用を避けることが適当であるとしている。

六について

お尋ねについては、事実関係を掲載したものである。

八について

社団法人北方領土復帰期成同盟は、 昭和四十年四月に外務大臣の許可を得て設立された社団法人であ

る。

九について

社団法人北方領土復帰期成同盟については、 御指摘のような事実があり、外務省としては、主務官庁と

して監督指導を行った。

十について

「千島桜」という植物の種名を用いたものである。